

久留米市公私連携型保育所指定法人
公募型プロポーザル（白峯保育園）

募集要項

久留米市白峯保育園
（白峯子育て支援センター含む）

令和6年11月

久留米市子ども未来部子ども保育課

募集要項 目次

1	移譲予定施設	p 1
2	移譲年月日	p 2
3	移譲の方法	p 2
4	参加資格	p 3
5	失格事項	p 3
6	今後の主なスケジュール	p 3
7	応募方法	p 4
8	審査方法	p 5
9	覚書の締結	p 9
10	引継・合同保育	p 9
11	三者協議会	p 9
12	市議会による承認	p 9
13	公私連携協定の締結	p 9
14	白峯子育て支援センター	p 10

<別紙資料>

別紙1	久留米市白峯保育園移譲にかかる諸条件	p 11
別紙2	公私連携型保育所の設置及び運営に関する仮協定書(案)	p 17
別紙3	移譲先候補法人選定及び選定後の主なスケジュール	p 21
別紙4	久留米市白峯保育園移譲前の運営等に関する覚書(案)	p 23
別紙5	引継ぎの概要について	p 27
別紙6	三者協議会の設置について	p 29
別紙7	土地の貸付に係る主な契約内容について(案)	p 31
別紙8	建物の貸付に係る主な契約内容について(案)	p 35
別紙9	白峯子育て支援センター事業について	p 39

久留米市公私連携型保育所指定法人募集要項（白峯保育園）

本市では、少子化が進むとともに、財源や保育人材に限られる中で、将来にわたり本市の保育環境の充実を図ることを目的に、「久留米市第3次公立保育所運営再編計画」を策定しています。この計画に基づき、この度、久留米市白峯保育園を民間移譲し、令和8年度より「公私連携型保育所」を運営する法人を募集します。

久留米市では、第1次、第2次の公立保育所の再編を行い、合計16園を民間移譲してきました。今回（第3次）の民間移譲では、当初から公私連携型保育所制度を活用します。

この趣旨は、公私連携協定期間（5年間）中は、原則として現行の白峯保育園が提供する保育を継承いただきたいと考えています。募集要項に別添資料として添付していますが、在園児への影響を最小限度に留めるため、保護者の多くがまずは現行の保育内容の継承を希望しています。ご理解いただきたいと思えます。

なお、協定期間の5年間で保護者と移譲先法人の信頼関係を高めていただきながら、保護者代表、市、移譲先法人で構成する「三者協議会」において、私立の施設（保育所、認定こども園）が提供する保育の優れた部分（良さ）も考慮のうえで、協定期間満了後の具体的な保育内容を検討していく予定ですので、申し添えます。

1 移譲予定施設

(1) 現在の運営状況（令和6年10月1日現在）

施設名	所在地		施設の概要				
			敷地面積	延床面積	建築年・建物構造		
白峯保育園	山천시ノ上町 3-33		2,759.09 m ²	123.26 m ² 916.22 m ²	H18年・軽量鉄骨造 H23年・鉄筋コンクリート・ 鉄骨造		
クラス	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
利用定員	9人	14人	20人	24人	26人	27人	120人
在園児数 (2・3号)	7人	11人	19人	18人	23人	20人	98人

(2) 移譲後の利用定員

移譲後の利用定員については、下表に示すとおりとします。

クラス	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
想定利用定員 (2・3号)	9人	12人	16人	20人	20人	23人	100人

※利用定員設定に関する詳細は、別紙1「久留米市白峯保育園移譲に係る諸条件」の内容も参照してください。また、対象年齢は、産後9週（生後2ヶ月）からとします。

2 移譲年月日

令和8年4月1日

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8に規定する「公私連携型保育所」として、久留米市が指定します。また、令和8年3月31日まで、本市の公立保育所として運営を行います。

3 移譲の方法

(1) 移譲後の施設類型

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8に規定する「公私連携型保育所」として、本市が指定します。

なお、公私連携法人としての指定申請及び公私連携型保育所の設置の届出などの必要な手続きを行ってください。

(2) 土地の取扱いについて

本市の規定に基づく有償貸付（1年更新）を予定しています。（年額 1,410 千円程度）ただし、久留米市財産規則等の改正により、変更の場合があります。

詳細は、別紙7「土地の貸付に係る主な契約内容について（案）」を参照してください。

(3) 建物の取扱いについて

協定の期間中は無償貸与（1年更新、維持補修費等は法人負担）を予定しています。

詳細は、別紙8「建物の貸付に係る主な契約内容について（案）」を参照してください。

なお、協定の期間満了後は、無償譲渡を予定しています。

(4) 備品の取扱いについて

移譲予定の施設で使用している備品で本市が提示するもののうち、法人が希望するものについては、協定の期間中は無償貸与（維持補修費等は法人負担）を予定しています。

また、協定の期間満了後は、無償譲渡を予定しています。

4 参加資格

- (1) 令和6年4月1日時点で、本市において、保育認定を受けた0歳から5歳児クラスをもつ認可保育所又は認定こども園を、5年以上運営している社会福祉法人又は学校法人であること。
- (2) 本市が行う公私連携型保育所指定法人選考にかかる募集（プロポーザル）において、同一法人による白峯保育園、荒木保育園の両方への参加は認めない。
- (3) 久留米市第3次公立保育所運営再編計画の期間中（令和6年度～令和15年度）において、同一法人への公立保育所の移譲は1園のみとする。
- (4) 本市の教育・保育行政をよく理解し、別紙1「久留米市白峯保育園移譲に係る諸条件」の内容のほか、本市と締結する別紙4「久留米市白峯保育園移譲前の運営等に関する覚書」及び協定に規定する条件を遵守し、運営において積極的に協力できる法人であること。
- (5) 久留米市暴力団排除条例（平成22年久留米市条例第19号）第2条に規定する暴力団等及び暴力団員等に該当しないこと。
※このことについて、管轄する警察署へ照会を行うことがあります。
- (6) 法令、通知などを遵守し、移譲を受けた法人自らが経営をすること。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、その提案に係る応募法人は失格とし、法人選定の対象から除外します。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
- ウ 募集要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- カ 白峯子育て支援センターに対する価格提案書の金額が、予算額を超過した場合

6 今後の主なスケジュール

詳細は、別紙3「移譲先候補法人選定及び選定後の主なスケジュール」を参照して下さい。

	内容	日程
①	募集開始	令和6年11月1日（金）
②	現地見学会参加申込締め切り【事前申込制】	令和6年11月7日（木）まで
	現地見学会（白峯保育園）	令和6年11月11日（月）
③	質問受付締め切り	令和6年11月18日（月）まで

④	プロポーザル参加申込書受付	令和6年11月29日(金)まで
⑤	応募書類受付締め切り	令和6年12月23日(月)まで
⑥	プレゼンテーション審査	令和7年1月中旬から下旬予定
⑦	移譲先候補法人の決定・公表	令和7年2月予定

7 応募方法

(1) 募集要項の配布について

令和6年11月1日(金)から、本市ホームページにて、募集要項、別添資料及び応募書類様式集を掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。

(2) 現地見学会の開催について

応募書類の受付に先立ち、現地見学会(事前申込制)を令和6年11月11日(月)【現地9時50分集合、10時~11時見学会予定】に、白峯保育園で開催します。この見学会には、応募を検討する法人は参加してください。

また、同一法人によるプロポーザルへの応募は、荒木保育園、白峯保育園のどちらか一方となりますが、現地見学会は両方に参加することも可能とします。

参加申込方法については、令和6年11月7日(木)午後5時までに、「現地見学会参加申込書」を電子メールにて子ども保育課へ送信してください。また、受信確認のため、送信した旨の電話連絡もお願いします。参加申込を受け付け次第、詳細な日時や留意事項等を記載した参加受付証を送付します。参加者は、1法人2名以内とします。

(3) 応募に関する質問について

応募に関する質問は、令和6年11月18日(月)午後5時までに、「質問書」を電子メールにて子ども保育課へ送付してください。また、受信確認のため、送付した旨の電話連絡もお願いします。

受付した質問については、令和6年11月25日(月)までに久留米市ホームページに掲載し、回答します。質問に対する回答及び関連して掲載する内容は、本要項と同等の効力をもつものとします。また、電話や来訪等口頭による質問は受け付けません。

(4) プロポーザル参加申込書の提出について

本プロポーザルの参加を希望する法人は、実施要項及び関係法令等の各規程を理解したうえで、令和6年11月29日(金)午後5時までに次の書類を提出してください。

なお、エ、オ、カは、参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限りま。

ア 白峯保育園公私連携型保育所指定法人公募型プロポーザル参加申込書(様式2-1)

イ 参加資格に係る申立書(様式2-2)

ウ 役員等調書及び照会承諾書(様式2-3)

エ 登記事項全部証明書

オ 納税等(滞納なし)証明書(国税、都道府県税、市町村税)

カ 印鑑証明書

(5) 応募書類（企画提案書）の提出について

応募書類（企画提案書）は、持参又は郵送にて提出してください。また、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、①に記載する受付期間内に到着したものに限り受け付けることとします。郵便事故等については、市はその責めを負いません。

なお、窓口へ持参いただいた場合においても、市による中身の確認は行いません。応募書類の作成能力も法人に対する評価の1つであると判断しますので、応募書類一式に不備や不足がないようご注意ください。

①受付期間：令和6年12月9日（月）から令和6年12月23日（月）

8時30分から17時15分まで（土日、祝日を除く。）

②提出場所：久留米市子ども未来部子ども保育課（市役所16階）

(6) 応募書類（企画提案書）について

①応募書類（企画提案書）については、「久留米市公私連携型保育所指定法人応募書類一覧表（兼チェックリスト）」のとおりとします。様式の指定があるものについては、久留米市ホームページより様式をダウンロードして作成してください。

②提出部数については、正本1部、副本13部とします。資料は1部ずつA4サイズのファイルに綴じるとともに、資料番号をインデックスで標示してください。

(7) 応募に係る注意事項

①提出期間終了後の提出書類等の変更及び追加は、原則として認めません。ただし、市から指示した場合は除きます。

②本募集要項及び別添資料は、応募の検討以外の目的で使用することを禁じます。

③市が必要と認める場合、本公募に応募した事業者の名称及び提出書類等の内容（個人情報を除く。）を公表することがあります。

④応募提出された書類の著作権は、それぞれの事業者に帰属します。ただし、市は、事業者の決定等に必要な場合には、提出書類等の内容を無償で使用できるものとします。また、提出書類等については、返却しません。

⑤応募に関する費用は、全て応募事業者の負担とします。

⑥応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面（辞退届等）により提出してください。

8 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーション実施後に、「久留米市立保育所移譲先法人選考委員会」（以下「選考委員会」という。）が審査します。

(1) プレゼンテーション実施日

令和7年1月中旬から下旬を予定

(2) 実施場所

企画提案書の提出者に対して別途通知します。

(3) 提案時間

15分

(4) 質疑時間

40分

(5) 参加者

以下の方の出席をお願いします。なお、3名以内とします。

- ・法人理事長（担当理事又は本事業の責任者でも可）
- ・園長予定者
- ・その他（法人の財務、その他の提案内容について責任をもって説明できる方）

(6) 留意事項

- ・提出した企画提案書をもとに、その内容を説明すること。
- ・パソコンを用いたプレゼンテーションや未提出書類による内容説明は認めません。

なお、次のいずれかに該当する場合、審査結果の通知後であっても決定を取り消し、その法人を失格とします。

- ①「4 参加資格」に記載された各項目を満たさなくなった場合。
- ②選定後、市の承諾を得ずに応募書類の内容を変更した場合。
- ③引継ぎ及び合同保育、三者協議会等、民間移譲に係る手続きにおいて、保護者及び地域への説明及び対応が誠実に行われていないと確認された場合。
- ④その他、民間移譲を期間内に履行することが困難であると市が判断した場合は、移譲先候補法人と協議の上、決定を取り消すことがあります。

(7) 企画提案書及びプレゼンテーションの評価項目及び配点

①評価項目及び配点について

ア 企画提案

		配点	評価項目	様式	評価の視点	
1	法人の状況	12	4	①運営施設数、運営実績（年数）	4-1 4-2	法人規模等を加味し、移譲予定施設に準じた施設の運営実績があるか。
			1	②運営施設に対する評価等の状況	4-3	・評価等を積極的に取り入れ、又は取り入れようとする姿勢があるか。 ・監査等の指摘事項について適切に対応し、運営に反映しているか。
			2	③法人の基本理念、基本方針等	4-4	公立保育所の理念等とかけ離れたものではないか。
			1	④応募動機	4-5	移譲予定施設が立地する地域の特性等を踏まえたものか。
			4	⑤法人の経営状況	4-6	提案どおりの保育所運営を長期にわたって提供し続ける経済的な基盤・計画

		配点	評価項目	様式	評価の視点	
					があるか。	
2	全体計画	28	2	①基本理念	5-1	久留米市保育要領等を踏まえた記載であるか。
			2	②延長保育及び一時預かり事業等	5-2	地域のニーズや保護者意見等を踏まえた提案であるか。
			4	③職員確保と人材育成の考え方	5-3	職員確保体制や人材育成について、具体的な考え方はあるか。
			4	④保育士等の配置の考え方	5-4	単に最低基準を準用するだけでなく、子ども・職員共にゆとりを持たせられる考え方となっているか。
			2	⑤園長予定者等の履歴書	5-5	努力事項も含め、諸条件の規定を満たしたものであるか。
			4	⑥収支予算計画書	5-6	法人の財務規模を含めて無理のない計画であるか。
			4	⑦保育料以外の保護者負担	5-7	・負担額が公立に準拠する妥当なものか。 ・理念、保育の考え方等と一貫性があり、徴収内容がどのように子どもに還元されるか明確となっているか。
			4	⑧円滑な引継ぎ・合同保育に向けた考え方	5-8	・円滑な引継ぎ・合同保育に向けた考え方が提示されているか。
			2	⑨支援センター事業関連	5-9	地域子育て支援センター事業を実施するうえでの、基本理念、基本方針、目標等が示されているか。
3	事業運営	33	5	①教育・保育計画の概要	6-1	・公立保育所を引継ぎ、公私で連携する保育所であることを踏まえ、従来の教育・保育計画等を踏まえたものとなっているか。 ・計画の実現にあたって、移譲後の保育所運営で配慮すべき考え方を有しているか。
			5	②支援を要する子どもへの配慮及びその保護者へ	6-2	公立保育所を引継ぎ、公私で連携する園として、支援を要する子ども及び保護者対応が可能となる体制の検討がな

	配点	評価項目	様式	評価の視点
		の対応		されているか。
	2	③食育及び給食提供の考え方	6-3	食育に関する考え方を適切に具体化しているか。
	4	④安全対策・危機管理体制	6-4	安全対策や危機管理体制について、具体的な検討がなされているか。
	4	⑤地域との連携等及び子育て支援	6-5	地域との連携やこれまでの関わりを踏まえた考え方となっているか。
	4	⑥保護者に対する支援	6-6	保護者に対する支援が可能となるような体制や考え方の検討がなされているか。
	4	⑦市立施設からの移譲に関する提案	6-7	アンケート結果等を踏まえて配慮する考え方や提案がなされているか。
	5	⑧支援センターの運営方法・体制	6-8	運営方法や体制は妥当か。
合計	73	-	-	-

イ 価格提案

配点	様式	評価の視点
5	6-9	価格提案のうち最低価格／自社の提案価格 (以上の計算式で算出した値の小数点第2位を四捨五入)

②採点基準（企画提案）

評価基準	評価値
優れている	5点
やや優れている	4点
普通（通常想定される程度）	3点
やや劣る	2点
劣る	1点

③評価点の算出方法

ア 各評価者の評価点を、以下のとおり算定する。

- ・企画提案の各評価項目＝配点×評価値
- ・価格提案＝配点×（「提案価格のうち最低価格／自社の提案価格」で算出した値の小数点第2位を四捨五入）

イ アで算定した全ての評価者の評価点を合計する。

④候補者の選考方法

評価点の合計が最も高い者を候補者とする。なお、企画提案の評価点合計が6割以上となった者のみ対象とする。(合計点と同じ場合、企画提案の評価点合計が最も高い者を契約相手方の候補者として選定する。)

9 覚書の締結

移譲先候補法人決定後、応募内容の確実な履行のほか、引継ぎや三者協議会の実施等、移譲に向けた取り組みを円滑に進めることを目的として、市と覚書を締結し、遵守していただきます。(別紙4「久留米市白峯保育園移譲前の運営等に関する覚書(案)参照」)

10 引継・合同保育

移譲先候補法人決定後に締結する別紙4の覚書と別紙1「久留米市白峯保育園移譲に係る諸条件」のほか、本市が策定する引継計画(別紙5「引継ぎの概要について」参照)に基づき実施します。引継・合同保育の実施にあたって必要となる人員等については、移譲先候補法人において確保してください。

なお、引継・合同保育の実施に係る経費については、本市が定める範囲内で一部を負担する予定です(上限額6,882千円:令和7年度限り)。なお、引継・合同保育を行う令和7年度の予算の状況により、本市が負担する内容を変更する可能性があります。

11 三者協議会

本市施設の民間移譲に際して、保護者の意見を可能な限り反映し、子どもへの保育環境の変化に配慮しながら、新しい保育所を築き上げていくことを目的として、対象施設の保護者代表・移譲先法人・本市の三者で協議し、合意形成を図るため、別紙6「三者協議会の設置について」に基づき、令和7年度に三者協議会を設置します。

12 市議会における承認

白峯保育園の民間移譲に際して、移譲のために必要な条例改正・予算執行等について、久留米市議会における議決が必要となります。仮に市議会の承認が得られない場合は、移譲に係る事務を停止する場合があります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合において、移譲先候補法人が白峯保育所移譲に関して支出した費用等については、一切補償できませんのであらかじめご了承ください。

13 公私連携協定の締結

協定の有効期間については5年とします。移譲先法人は、関係法令等を遵守し適正に運営するとともに、本市の指示・指導内容を遵守し、かつ協定に記載された条件を遵守しなければなりません。

14 白峯子育て支援センター

現在、白峯保育園内に設置している「白峯子育て支援センター」は、移譲後も事業を継続します。協定期間中は、移譲先法人へ事業委託の予定ですので、別紙9「白峯子育て支援センター事業について」に基づき、企画提案をお願いします。

【久留米市ホームページ】

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/>

問い合わせ先

〒830-8520

久留米市城南町15番地3

久留米市子ども未来部子ども保育課（本庁舎16階）

電話：0942-30-9754

FAX：0942-30-9718

kodomo@city.kurume.lg.jp

【別紙 1】久留米市白峯保育園移譲に係る諸条件

法人は、移譲後の保育所の運営にあたっては、関係法令等を遵守し適正に運営を図るとともに、久留米市ほか関係機関の指示・指導内容に加え、かつ次の移譲条件を遵守しなければならない。

1 公私連携型保育所の設置に関すること

- ・移譲後の運営にあたっては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8の規定に基づき、久留米市と協定を締結したうえで、公私連携保育法人の指定を受けること。
- ・保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）、児童福祉法、久留米市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和4年3月30日久留米市条例第5号）及び久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（令和5年6月30日久留米市条例第27号）を遵守した教育・保育を行うこと。

2 移譲後の定員に関すること

- ・移譲後の利用定員については、以下のとおりとする。

クラス	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
想定利用定員 (2・3号)	9人	12人	16人	20人	20人	23人	100人

3 保育園運営・事業内容に関すること

(1) 教育・保育計画について

- ・保育所における教育・保育内容については、「保育所保育指針」及び「久留米市保育要領」に基づき、教育・保育に関する全体的な計画を作成し、実施すること
- ・白峯保育園から継続して在園する子どもについては、在園途中で運営主体や職員が変わることなどの影響を考慮し、その影響が最小限となるよう、白峯保育園の教育・保育に関する全体的な計画との継続性に配慮すること。（公私連携協定期間中は、原則として、現在の保育の継承に努めること。また、変更や追加などを行う場合は、三者協議会において検討すること。）
- ・子どもとの信頼関係を十分に築き、子どもが自ら安心して身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、その活動が豊かに展開されるよう環境を整え、子どもと共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めること。

- ・保護者をはじめ、地域の期待に応える魅力ある保育園運営に努めるとともに、白峯保育園が実践してきた地域との関わりを継承し、地域の理解を得て、更に発展させるよう努めること。

(2) 支援を必要とする子どもへの対応について

- ・障害児等特別な支援を要する子どもを受け入れ、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮した教育・保育を実施すること。また、障害児等の子ども数、障害の程度に応じて、職員を加配すること。
- ・移譲前に白峯保育園を利用していた障害児等特別な支援を必要とする子どもについては、移譲後も引き続き円滑に利用できるよう対応すること。
- ・特別支援が必要な子ども（養護児）の受入は、現在の受入数と同等程度になるよう、努めること。（参考：令和6年10月1日現在4人）
- ・要保護児童（虐待など保護者の養育に課題があると市が把握している子ども）の受入についても、市に協力すること。

(3) 職員の配置等について

- ・園長は、保育認定を受けた0～5歳児クラスをもつ認可保育所又は認定こども園において3年以上園長または主任保育士（副園長、主幹教諭含む）としての経験を有するものを専任で配置すること。
- ・常勤職員については、雇用条件が安定し、質の高い職員を確保し、経験・年齢のバランスがとれた職員配置とすること。
- ・看護師の配置に努めること。
- ・子どもの安定・継続した教育・保育の引継ぎ及び運営を行うため、白峯保育園に勤務する会計年度任用職員（フルタイムパート及びパート職員）が移譲後も引き続き就労を希望する場合は、積極的な採用に努めること。

(4) 行事について

- ・白峯保育園で実施している年間行事については引き続いて実施することを基本として、新たな行事を取り入れる場合等、行事内容については、三者協議会で協議すること。年間行事については、別添資料を参照すること。
- ・保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は原則行わないこと。ただし、クリスマス会など一般的な行事まで規制するものではなく、実施にあたっては保護者の理解を得たうえで実施すること。

(5) 子育て支援について

- ・地域の子育て家庭に対する子育て支援として、現在白峯保育園が実施している子育て

支援については引き続いて実施することを基本とする。白峯保育園の子育て支援の内容については、別添資料を参照すること。

(6) 開所時間及び休日について

移譲後の開所時間及び休日は、次のとおりとする。

なお、延長保育を実施する場合は、開所時間は変更せずに、その前後にて行うこと。

- ・開所時間：午前7時30分から午後6時30分まで
- ・休日：日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から12月31日までの日、1月2日及び1月3日）

(7) 小学校などとの連携や地域との関わりについて

- ・白峯保育園が現在実施している小学校や特別支援学校との連携や中学校区人権のまちづくりの推進を始めとした地域との関わりを継続すること。

(8) 苦情処理の仕組みについて

- ・移譲後の園の運営について、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置し、苦情解決処理の仕組みを整備すること。

(9) 保育サービスについて

- ・紙おむつの自園処理を行うこと。また、これらの経費は、保護者に負担させないこと。

4 職員の研修に関すること

- ・「久留米市保育要領」への理解を深め、それに基づいた教育・保育を引き継ぐことに加え、更なる教育・保育の質の向上のため、適切な研修計画を策定すること。また、白峯保育園職員が参加していた研修会などは、原則参加するとともに、内部職員研修を定期的開催すること。

5 保護者負担に関すること

- ・物品などについて、公私連携協定期間中（5年間）は、新たな制服やバッグ等の導入は行わず、原則として移譲前から使用されている服や物品を使用することとし、二重の負担とならないように配慮すること。
- ・保育料については、各市町村が条例等で定める利用者負担額とすること。
- ・子どものケガ等に備えるため、損害賠償保険に加入するとともに、保護者に対し現在久留米市が加入している災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター災害共済）への加入を継続、又は同等の他の保険に加入すること。

- ・保育料以外の、給食費や実費徴収等の費用徴収について、公私連携協定期間中（5年間）は、原則として本市の公立保育園と同等の水準となるよう設定し、上乗せ徴収や新たなサービス等により、保護者負担を増額しないよう配慮すること。なお、新たな費用負担等が発生する場合は、様々な家庭状況を鑑み、三者協議会にて保護者の理解を得ること。

6 給食に関すること

- ・給食については、次に定める事項を遵守すること。

- ①給食の提供は自園調理方式で行い、給食を通じて、子どもの健やかな食生活を培い、食育の推進を実施すること。

現在、白峯保育園は、調理業務委託（相手方：株式会社メフォス）を行っており、その契約期間は令和8年度末までとなっている。移譲先法人の決定後、市は移譲先法人に対して契約書や仕様書等の写しを提供するが、移譲先法人が調理業務委託契約における久留米市の地位を当然に承継するものではないので、令和7年度に移譲先法人において、まずは当該事業者と給食業務委託に関する協議を行うこと。なお、協議不調の場合は、移譲先法人において、令和8年度以降の給食業務事業者を選定、または直営での調理実施に向けた取組みを行うこと。

- ②安全な食材を確保し、栄養士が作成する献立に基づき、主食を含み、麺類、おかず、おやつについて、季節感のあるものを適時・適温にて提供すること。
- ③国のガイドライン等に基づき、健康状態やアレルギー食等への特別な配慮を行い、安全体制を確立した上で除去食及び代替食を提供すること。
- ④可能な限り国産品を使用し、野菜及び米類、果物に関しては、久留米産を積極的に使用すること。

7 移譲準備に関すること

（1）保護者説明会への出席

- ・久留米市からの要請があれば、久留米市が開催する保護者説明会に、法人代表等責任をもって対応できる者を出席させること。

（2）引継ぎについて（別紙5参照）

- ・教育・保育内容の引継ぎについては、原則1年かけて行うものとし、その実施にあたっては久留米市と連携し行うこと。
- ・移譲先候補法人決定後に締結する別紙4「久留米市白峯保育園移譲前の運営等に関する覚書（案）」の内容及び久留米市が別に策定する引継ぎ計画に基づき実施すること。
- ・少なくとも、令和8年1月から3月までの3か月は、移譲先候補法人の職員が白峯保育園にて、久留米市の職員と保育を合同で行う「合同保育」を実施することとし、移

譲先候補法人は令和8年4月時点のクラス担任を予定する職員の派遣を行うこと。

- ・引継ぎに必要な人員は、移譲先候補法人において確保すること。

(3) 三者協議会について（別紙6参照）

- ・「保護者会との連携・協力関係を築き、子どもへの保育環境の変化に配慮しながら、新しい保育所をともに築き上げていくこと」を目的として、保護者代表、久留米市及び法人で構成する三者協議会を設置し、引継期間中を含め、保護者の声を真摯に受け止め対応すること。
- ・教育・保育内容の継続性等については、三者協議会で確認し合うとともに、問題点の改善を行うなど久留米市の助言・指導に従うこと。

(4) 法人が運営する施設等の見学

- ・移譲先候補法人に決定後、保護者から法人が運営する施設等の見学希望があれば応じること。

(5) 移譲に向けて法人が行う手続き等

- ・移譲（保育所の設置）にあたっては、法人において、公私連携保育法人としての指定申請および公私連携型保育所の設置の届出及び必要な手続きを行い、所要の許認可等を得ること。なお、これらに関する費用は、法人が負担すること。

8 教育・保育の質の評価に関すること

- ・教育・保育の質に関する評価については、第三者評価等の外部評価の受審に努め、保育内容や教育・保育の質の向上に努めることとする。
- ・評価結果やその改善状況については、公表すること。

9 移譲後の取組への協力等に関すること

移譲後には次の取組を行うこと。

- ①久留米市職員による「巡回確認」への協力
- ②三者協議会の開催
- ③久留米市が行う移譲後の検証への協力（保護者アンケートの実施への協力含む）
- ④定期的な第三者評価の受審に努めること
- ⑤保護者会との定期的なミーティングの開催

白紙

【別紙 2】公私連携型保育所の設置及び運営に関する仮協定書（案）

久留米市（以下「甲」という。）は、久留米市白峯保育園を児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 56 条の 8 第 1 項の規定に基づく公私連携型保育所として、その運営を継続的かつ安定的に行うため、法第 56 条の 8 第 2 項の規定に基づき、□□法人〇〇〇〇（以下「乙」という。）と、次のとおり仮協定を締結する。

（施設の名称等）

第 1 条 本協定を締結する施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 久留米市白峯保育園
- （2）所在地 久留米市山천시ノ上町 3-33

（保育等に関する基本的事項）

第 2 条 乙は、久留米市白峯保育園（以下「保育園」という。）における保育所運営や保育の実施にあたっては、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）及び久留米市保育要領に基づき、子どもの健康や安全の確保、発達の保障等、よりよい保育に努めなければならない。

2 乙は、本協定に定めるもののほか児童福祉法や関係法令をはじめ、久留米市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和 4 年 3 月 30 日久留米市条例第 5 号）及び久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（令和 5 年 6 月 30 日久留米市条例第 27 号）を遵守しなければならない。

3 保育所の定員は、以下のとおりとする。

クラス	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
想定利用定員 (2・3号)	9人	12人	16人	20人	20人	23人	100人

4 前項に規定する利用定員にかかる就学前子どもの受け入れに必要な職員については、乙の責任において確保するものとする。

5 開園日は、日曜、祝日を除く月曜日から土曜日までとし、基本開園時間は、11 時間（午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分）とする。また、延長保育を実施する場合は、基本開園時間は変更せずに、その前後にて行うものとする。

（建物と設備及び備品等の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項）

第 3 条 甲は、第 1 条に掲げる保育所の運営に必要な建物と設備及び備品等（以下「建築物等」という。）を乙に無償で貸し付けるものとする。ただし、当該建築物等の所在する土地については、甲が算定した額により貸し付けるものとする。

- 2 前条の規定により甲が乙に貸与した建築物等について、乙は建築物等を正常に保持し、適正な利用に供するよう日常的な保守点検を行い、修繕等の必要が生じた場合は、乙が自己の費用と責任において実施するものとする。なお、構造等に関わる大規模な改修等の必要が生じた場合は、甲乙協議の上対応を決定することができるものとする。
- 3 乙は、前項に規定する修繕や改修等を行う場合、近隣住民等への事前説明、調整、紛争等の解決に誠意を持って対応し、子どもの安全を十分に確保するものとする。
- 4 甲は、本協定の有効期間が満了した後において、乙が引き続き本協定に則り保育所運営を実施するときは、前項の建築物等を乙に無償譲渡するものとする。

(協定の有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

(協定に違反した場合の措置)

第5条 甲は、乙が正当な理由なく本協定に定める保育等を行っていないと認められるときは、乙に対し、本協定に従って保育等を行うことを勧告することができる。また、甲は、乙が当該勧告に従わない場合には、公私連携法人としての指定を取り消すことができる。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。
 - ①社会的信用を失墜する行為があり、本協定を継続することが不相当と認められたとき
 - ②前号に規定するもののほか、乙から正当な事由によって、本協定の解除の申出があったとき
- 3 乙は、本協定を解除しようとするときは、その協定解除の日の6月前までに、その旨を文書で甲に届け出なければならない。

(報告等)

第6条 乙は、保育所運営及び保育内容等に係る年度毎の年度事業計画書及び実施後の当該年度報告書については、毎年度作成し、速やかに甲に提出するものとする。

- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその状況を甲に連絡しなければならない。
 - ①災害その他の事由により、運営業務の実施が困難になったとき
 - ②運営業務の実施中に重大な事故があったとき
 - ③前2号に掲げるもののほか、運営業務の実施に支障を来すような事態が発生したとき

(甲による確認)

第7条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した年度事業計画書に基づき乙が行う保育所の運営等について、状況確認を行うことができるものとする。

2 甲は、前項における確認のほか、乙による保育所運営及び保育実施状況を確認することを目的として、随時、保育所へ立ち入り、又は乙に対して説明を求めることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除き、その申し出に応じなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第8条 乙は、本協定から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。

(損害賠償)

第9条 乙は、故意または過失により建築物等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。

2 本協定の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

(再委託)

第10条 乙は、運營業務のすべてを第三者に委託してはならない。ただし、部分的な業務については、専門の業者に委託できるものとする。

2 乙が運營業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、乙が委託する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び費用とみなして、乙が負担しなければならない。

(協定の変更)

第11条 甲及び乙は、本協定の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ変更することができるものとする。

(協議)

第12条 本協定の各条項等の解釈について又は本協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(裁判管轄)

第 13 条 本協定に関する紛争は、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(本協定の取扱い)

第 14 条 この協定は、仮協定とし、甲が、移譲のために必要な条例改正や予算執行等について、久留米市議会の承認を得たときに、協定は成立し、本書は書き換えることなく本協定書とする。

2 この仮協定が本協定として効力を生ずるまでの間に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、甲は仮協定を解除することができる。この場合において、甲は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

(1) 甲が久留米市議会の議決を得られなかったとき

(2) 乙において著しく信義に反する行為があったことが明らかになり、協定の相手方として不適当であると認められるとき

(3) 甲又は乙において、協定の履行が困難と認められる事由が生じたとき

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 久留米市城南町 1 5 番地 3
久留米市
久留米市長 原 口 新 五

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○
○○○ ○○ ○○

【別紙3】移譲先法人選定及び選定後の主なスケジュール

	内容	日程
①	法人募集開始	令和6年11月1日(金)
②	現地見学会【事前申込制：11月7日(木)締切】	令和6年11月11日(月)
③	質問受付期間	令和6年11月18日(月)まで
④	プロポーザル参加申込書締切	令和6年11月29日(金)まで
⑤	応募書類受付締切	令和6年12月23日(月)まで
⑥	プレゼンテーション審査	令和7年1月中旬から下旬予定
⑦	指定候補法人の決定・公表	令和7年2月予定
⑧	仮協定書締結	令和7年2月予定
⑨	三者協議会の設置	令和7年4月予定
⑩	引継ぎ開始	令和7年4月予定
⑪	合同保育開始	令和8年1月予定
⑫	公私連携型保育所運営開始(民間移譲)	令和8年4月予定

※スケジュールについては、募集要項公開時点のものであり、前後することがあります。

白紙

【別紙4】久留米市白峯保育園移譲前の運営等に関する覚書（案）

久留米市（以下「甲」という。）と、□□法人〇〇（以下、「乙」という。）は、令和8年4月1日をもって行う久留米市白峯保育園（「以下「当該保育園」という。）の移譲について円滑な移譲を図るため、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲が乙に移譲する当該保育園の移譲準備に関する事項を定めることを目的とする。

（移譲に対する協調）

第2条 甲と乙は、当該保育園の移譲にあたっては、子どもの安定した保育を第一に考え、協調しながら誠意をもって対応し、円滑な移譲を図られるようにする。

（移譲申込内容の遵守）

第3条 乙は、当該保育園の民間移譲の申し込みをした際に提出した書類に記載した提案内容を、乙の理由によって変更することはできない。

（三者協議会）

第4条 乙は、甲及び当該保育園保護者との間で、令和8年3月31日までに移譲に伴う諸事項について合意形成を図ること。

2 前項の目的を達するため、乙は、甲及び当該保育園保護者代表で構成される三者協議会へ積極的に参加し、意見交換に努めなければならない。

（引継ぎ）

第5条 当該保育園の移譲に伴い、法人への円滑な引継ぎを図るため、甲の責任の下に、当該保育園の職員及び乙が派遣する職員が、教育・保育の内容等に関する事項を引き継ぐための引継ぎを行う。

（1）引継期間

引継ぎの期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間とする。

なお、少なくとも、令和8年1月から令和8年3月までの3か月間は、乙が派遣する職員が当該保育園にて、当該保育園の職員と保育を合同で行う「合同保育」を実施する。また、移譲後も必要に応じ、甲の職員が移譲後の保育園へ訪問する「巡回確認」を実施する。

（2）安全注意義務

甲と乙は当該保育園の移譲に伴う引継ぎについて、子どもの安全に十分注意をし、事故のないように配慮しなければならない。

(3) 内容

引継ぎは、甲が定める引継ぎ計画に基づき、園長予定者、主任保育士予定者及び勤務予定保育士等を当該保育園に派遣し実施することとする。

(4) 報告

乙は、毎月の状況について、1か月を経過するごとに、引継記録書を速やかに甲に提出しなければならない。

(5) 経費

引継ぎにかかる経費の一部助成として、甲が別途定める額を、甲から移譲先候補法人に支出するものとする。

(6) 個人情報等の取扱い

移譲先候補法人決定後、移譲までに引継ぎ等で入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）の趣旨を踏まえ、適切な管理を行わなければならない。

(7) 職員

安定・継続した保育の引継ぎや運営を行うため、白峯保育園の非正規職員（会計年度任用職員）については、本人が希望する場合、その採用について配慮をお願いする。

(覚書の解除)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合、この覚書を解除することができる。

- (1) 引継期間において、円滑な移譲が困難と判断され、かつ改善の余地がないと見込まれた場合。
- (2) 移譲先候補法人がこの覚書に違反した場合。
- (3) 正当な理由なく移譲先候補法人が第4条に規定する合意形成を拒んだ場合。

(損害賠償)

第7条 乙は、本覚書の項目を履行しないために甲に損害を与えたとき又は前条の規定により本覚書を解除された場合において、その損害を弁償しなければならない。

(信義誠実の原則)

第8条 甲及び乙は、本覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

(疑義等の決定)

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第10条 本覚書に関する紛争は、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 久留米市城南町15番地3
久留米市
久留米市長 原 口 新 五

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○
○○○ ○○ ○○

白紙

【別紙5】引継ぎの概要について

※引継ぎの実施にあたっては、移譲先候補法人選定後に久留米市と締結する別紙4「久留米市白峯保育園移譲前の運営等に関する覚書（案）」のほか、久留米市が別途提示する引継ぎ計画に基づき実施してください。

1 引継ぎ従事者について

- ・園長予定者、主任保育士予定者のほか、令和8年度から当該園で勤務する保育士予定者とします。
- ・移譲前の引継ぎに参加した職員は、移譲後も継続して当該公私連携型保育所に勤務し、職務に従事してください。仮に、勤務を継続できない事情が生じた場合は、事前に三者協議会に報告する等、保護者の理解を得てください。
- ・引継ぎに必要な人員は、法人において確保してください。

2 引継ぎ実施予定時期について

(1) 引継ぎ：令和7年4月から令和8年3月まで

園長予定者、主任保育士予定者は、概ね月4回程度、施設運営全般や園行事、地域との交流等について引継ぎを行っていただきます。必要に応じて園行事への参加やクラス運営の様子の観察をお願いします。

(2) 合同保育：少なくとも令和8年1月から令和8年3月まで

園長予定者、主任保育士予定者、その他保育士予定者は、現在の白峯保育園で勤務する保育士との「合同保育」を開始し、保育補助を行いながら、引継ぎを行っていただきます。0歳から4歳クラスには、原則として令和8年4月時点の担任予定者を配置してください。

※令和8年4月の民間移譲後、公私連携協定期間中は、久留米市の職員が移譲後の園に訪問する「巡回保育」を実施します。移譲後における保育状況の確認に加えて、必要な助言・指導等を行います。

3 引継ぎ実施に係る経費について

- ・引継ぎの実施に係る経費の一部について、久留米市が定める範囲で負担する予定です。
- ・前述の経費支出にあたっては、久留米市議会における予算の議決が必要となります。そのため、仮に予算が承認されなかった場合には、久留米市が経費の負担内容を変更する場合があります。

白紙

【別紙6】三者協議会の設置について

1 設置の目的

白峯保育園の民間移譲に際して、保護者の意見を可能な限り反映し、子どもへの保育環境の変化に配慮しながら、新しい保育所をともに築き上げていくことを目的として、移譲後の運営に関する諸事項について、保育園保護者代表、移譲先候補法人、久留米市の三者で協議し、合意形成を図ります。また、移譲後も公私連携協定の期間中において、三者協議会を開催することにより、移譲条件の履行状況や保育内容の継続性等、様々な事項について確認を行うこととします。

2 構成

三者協議会は、保護者代表、移譲先候補法人（理事長等の法人役員、園長予定者等）、本市で構成します。

3 協議事項等

移譲後の運営に関する諸事項について協議します。なお、この三者協議会での協議のうえ合意した事項については、三者は遵守するものとします。

4 設置時期及び設置期間

三者協議会は、令和7年4月に設置することとします。

なお、設置期間は、原則として公私連携協定期間満了時（令和12年度末）までとします。

5 開催場所

原則として白峯保育園とします。

6 主催

令和7年度（移譲前）は久留米市が主催し、令和8年度以降（移譲後）は移譲先法人が主催することとします。

白紙

【別紙7】土地の貸付に係る主な契約内容について（案）

賃貸借契約書

久留米市（以下「甲」という。）と借受人〇〇法人〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、別表1に掲げる物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸付ける。

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を児童福祉法（昭和22年法律第164号）の第39条にいう保育所の設置及び運営の用途に供しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までとする。

2 乙は貸付期間の満了後、引き続いて貸し付けを受けようとするときは、貸付期間の満了前30日までに書面をもって甲に申請しなければならない。

（貸付料）

第5条 貸付料は年額〇〇〇〇円とする。

2 貸付期間に1年未満の端数のある時は、貸付料年額に基づき月賦計算、1月未満の端数のある時は、日割計算とする。

（貸付料の支払い）

第6条 乙は、第5条に定める貸付料を別表2に従って、甲の発行する納入通知書により、甲に支払わなければならない。

（権利の譲渡の禁止）

第7条 乙は、甲の承認を得ないで、貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、転貸し、又は使用目的を変更してはならない。

（使用上の制限）

第8条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 乙は、貸付物件につき現況を変更しようとするときは、事前に書面をもって甲の承認を求めなければならない。

（契約の解除）

第9条 甲は、次の各号に該当する場合は、この契約を解除することができる。

（1）乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。

（2）乙が、支払期限後3ヶ月以上賃借料の支払いを怠ったとき。

(3) 甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするとき。

2 甲が、前項第1号、第2号、第3号の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は甲にその補償の請求をできないものとする。

3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団排除措置による解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。(以下「暴対法」という。)第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。)が暴力団員等であると認められるとき。

(4) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。

(5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結したとき。

(6) 暴力団又は暴力団員等である事実を知らずに、前2号に定める行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など甲が求めた是正措置を行わないとき。

(7) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(8) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(9) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(11) 第2号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結したとき。

(12) 第2号から第10号までのいずれかに該当する者であることを知らずに、その者との間で第5号に定める行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など甲が求めた是正措置を行わないとき。

(13) 乙は、甲が前項各号に該当する事由の有無を確認することを目的として乙に対し役員名簿等の提出を求めたときは、速やかに当該役員名簿等を提出しなければならない。

3 前条第3項の規定は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

(原状回復)

第11条 乙は、第9条の規定によりこの契約を解除された時は、貸付物件を原状に回復し、甲に返還するものとする。ただし、甲においてその必要がないと認めたときは、この限りではない。

(有益費等の請求権の放棄)

第12条 乙は、第9条の規定により契約を解除されたときは、当該貸付物件に投じた改良費等の有益費があってもこれを甲に請求しないものとする。

(協議)

第13条 この契約に定めのない事項で、この契約の履行について、必要な事項が生じた時は、そのつど甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

甲 久留米市城南町15番地3
久留米市
久留米市長 原 口 新 五

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○
○○○ ○○ ○○

白紙

【別紙 8】建物の貸付に係る主な契約内容について（案）

使用貸借契約書

久留米市(以下「甲」という。)と借受人〇〇法人〇〇(以下「乙」という。)とは、次の条項により市有財産の使用貸借契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(貸付物件)

第2条 甲は、別表1に掲げる物件(以下「貸付物件」という。)を乙に貸し付ける。

(貸付料)

第3条 貸付料は、無償とする。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までとする。

2 乙は貸付期間の満了後、引き続いて貸し付けを受けようとするときは、貸付期間の満了前30日までに書面をもって甲に申請しなければならない。

(用途指定)

第5条 乙は、直接貸付物件を保育事業の用途に供しなければならない。

(貸付物件の引渡)

第6条 甲は、令和〇年4月1日に貸付物件をその所在する場所において乙に引き渡すものとする。

2 乙は、貸付物件の引き受けについては、甲の指示に従わなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件の使用権を第三者に譲渡し、又は当該物件を転貸してはならない。

(使用上の制限)

第8条 乙は、貸付物件で善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 乙は、貸付物件につき新築、増改築等当該物件の現況を変更しようとするときは、事前に書面をもって甲の承認を求めなければならない。

(修繕義務等)

第9条 甲は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該物件について維持、保存等の行為をするため支出する経費はすべて乙の負担とする。

(滅失又はき損の通知)

第10条 乙は、貸付物件の全部又は一部を滅失し、又はき損した場合は、ただちに甲

にその状況を通知しなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 甲において、公用、公共用又は公共事業の用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(暴力団排除措置による解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴対法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。））であるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
- (4) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結したとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等である事実を知らずに、前2号に定める行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など甲が求めた是正措置を行わないとき。
- (7) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (8) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (9) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- (11) 第2号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契

約を締結したとき。

(12) 第2号から第10号までのいずれかに該当する者であることを知らずに、その者との間で第5号に定める行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など甲が求めた是正措置を行わないとき。

2 乙は、甲が前項各号に該当する事由の有無を確認することを目的として乙に対し役員名簿等の提出を求めたときは、速やかに当該役員名簿等を提出しなければならない。
(貸付物件の返還)

第13条 貸付期間が満了したとき又は甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、乙は貸付物件を甲の指定する期日までに指定する場所において甲に返還しなければならない。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰する事由により、貸付物件の全部又は一部をき損したときは、当該滅失し、又はき損による当該物件の損害に相当する金額を、甲の請求に応じ賠償しなければならない。ただし、乙において当該物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

2 乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

3 前2項に掲げる場合のほか、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。
(原状回復)

第15条 乙は、この契約期間が満了したとき又は第11条第1号の規定によりこの契約を解除されたときは、貸付物件を原状に回復し、甲に返還するものとする。ただし、甲において、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

(有益費等の請求権の放棄)

第16条 乙は、貸付期間が満了したとき又は第11条第1号の規定により契約を解除されたときは、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等があっても、これを甲に請求しないものとする。

(契約の費用)

第17条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第18条 この契約に定めのない事項で契約の履行について、必要な事項が生じたときは、そのつど甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

甲 久留米市城南町15番地3
久留米市
久留米市長 原 口 新 五

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○
○○○ ○○ ○○

【別紙 9】白峯子育て支援センターについて

1. 目的

地域子育て支援センター事業（以下「事業」という。）は、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談、援助の実施及び子育てサークル等への支援並びに地域の保育ニーズに応じ、地域全体で子育てを支援する基盤を形成することにより育児支援を図ることを目的としている。

本仕様書は、その事業の運営委託を安全かつ円滑に遂行するため、その事業範囲と業務要領を定めるもの。

2 業務名

白峯子育て支援センター事業運営委託

3 施設名称及び場所

白峯子育て支援センター

久留米市山崎市ノ上町3-33（白峯保育園内）

1階建 軽量鉄骨造（竣工 平成18年）

床面積 123.26 m²（子育て支援センター47.2 m²、事務室 25.6 m²、倉庫 6.6 m²、多目的トイレ 2.9 m²、その他共用部 40.96 m²）

4 委託期間

契約締結日の翌日から令和13年3月31日まで（5年間）とする。

ただし、契約締結日の翌日から令和8年3月31日までは業務の準備期間とし、引継ぎ等の業務の開始準備や支援員の確保等を行う。また、引継ぎは令和8年1月から行い、実際の業務開始は令和8年4月1日からとする。

5 開所時間及び休所日

(1) 開所時間

ア. 電話、メール、面談の相談受付

9時00分から17時00分まで

イ. サロン（子育てサロン）開設時間

①月～木：9時30分から11時30分まで、13時00分から15時00分まで

②金、土：9時30分から12時00分まで

(2) 休所日

ア 日曜日

- イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ウ 12月29日から翌年の1月3日まで

6 委託業務内容

児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点として、未就学児とその保護者を対象として、次に掲げる事業を実施する。なお、基本的に、現在実施している事業を踏襲するものとする。また、具体的な内容については、別添資料「地域子育て支援センター基本理念、基本視点、活動方針」や「地域子育て支援センター事業内容」等を参考にすること。

- (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- (2) 子育て等に関する相談、援助の実施（訪問支援も含む）
- (3) 地域の子育て関連情報の収集及び提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）
- (5) その他、子育て支援に資する事業

7 委託業務の実施方法

- (1) 育児不安等についての相談、援助の実施
 - ア 育児不安等についての相談、援助の実施に当たっては、常に子育て家庭の状況把握に努め必要な支援を行うものとする。
 - イ 子育て家庭に対する相談指導は、来所、電話、訪問による等、家庭の状況や地域の事情に適した方法により実施するものとする。
 - ウ 地域の子育てに関する情報を収集し、必要に応じ子育て家庭に対してその提供を行うものとする。
 - エ 他の機関等で対応することが適切であると考えられる事例は、他の機関等に紹介するなど適切に対応を行うものとする。
- (2) 受託者は、本事業の実施について、地域住民に対して子育て支援センターでの掲示や配付等を通じて周知を図るものとする。

8 委託条件

- (1) 職員配置
 - ア 保育士の資格を有するもの2名以上（うち1名は責任者で子育て支援の経験豊富な者であり子育て支援センター業務を統括できる者）を配置すること。
 - イ サロン（子育てサロン）実施時は2名以上を配置すること。
 - ウ 責任者は久留米市との連絡調整を行うこと。
 - エ 支援センタースタッフは常に健康に留意すること。

オ 子育て支援や保育、人権に関する研修を受講させるなど、配置する職員の資質向上に努めること。

(2) 業務経費等

ア 白峯子育て支援センターの施設管理に必要な経費は受託者が負担する。

イ 保険については、利用者（子ども及びその保護者）及び職員等を対象とした傷害保険・賠償責任保険に必ず加入すること。また、保険証券の写しなど加入状況が確認できるものを久留米市に提出すること。

ウ 白峯子育て支援センターの利用料は無料とする。

(3) 法令等遵守

ア 法令を遵守し、委託業務を通して知り得た個人情報等の取り扱いについては、法に基づき適正な取り扱いを行うこと。

(4) 業務会議の出席及び報告書等の提出

受託者は、業務の実施にあたって定期的に久留米市と会議を行うこと。

また、あらかじめ、年間計画や月毎の行事予定表を提出すること。毎月業務終了後には、利用者の利用状況、相談件数や内容、活動状況を記載した活動報告書を提出すること。

(5) 利用者意見の把握と反映

アンケート調査等により、利用者の意見聴取を行うとともに、提供事業の満足度や施設管理上の要望を把握・分析し、その結果及び業務改善への反映状況を久留米市に報告すること。久留米市は当該報告書の結果等を考慮したうえで、受託者の業務が一定水準を満たしていないと判断した場合は、業務の改善等必要な指示を行うものとする。

(6) 関係機関との連携

業務遂行にあたっては、久留米市及び市内の他の地域子育て支援センターやその他子育て支援に係る関係機関との会議等に参加し、情報交換を行うなど連携に努めること。

9 委託料

地域子育て支援事業は、市と委託契約を締結し実施するため、委託料による運営となります。運営に係る委託料の上限額（消費税及び地方消費税は非課税）は次のとおりです。

上限額 54,452,000 円（履行期間は契約締結日の翌日から令和13年3月31日までとする。ただし、契約締結日の翌日から令和8年3月31日までは業務引継ぎ等の準備期間とし、実際の業務開始は令和8年4月1日からとする。）

※委託料の内訳は、人件費、事業運営に係る経費（使用料及び賃借料、通信運搬費、消耗品費、光熱水費等）とする。

※本事業は、社会福祉法上の第二種社会福祉事業であり、契約にあたり消費税及び地方消費税は非課税となる。

1 0 施設等の維持管理・補修・修繕

施設の設備及び備品等は、正常に保持し、適正な利用に供するよう日常的な保守点検を行い、必要な備品等は受託者が調達すること。また、電球・電池、印刷用紙などの日常的な管理で必要となる部品や消耗品の購入・交換等を行うこと。

ただし、施設等の管理運営に際して受託者の費用と責任において改修する場合には、事前に久留米市の承認を受けなければならない。

1 1 損害賠償

次に掲げる事項に該当し、その結果、久留米市に損害を与えた時は、受託者は、久留米市に損害を賠償しなければならない。

- (1) 故意又は過失により、利用者等に怪我を負わせたとき。
- (2) 故意又は過失により、設備、備品等を損壊、紛失又は遺棄したとき。

1 2 事故発生時の対応

事故等が発生した場合は、直ちに適切な措置を講じるとともに、その内容等を速やかに久留米市に報告すること。また、事故等の発生に対して速やかに原因等を究明し、対策を必要とする場合は、今後の対応策と併せて事故報告書を久留米市に提出すること。

1 3 緊急事態・災害対応

- (1) 不測の事態により受託者が業務を行うことが不能になった場合、受託者は速やかに久留米市に連絡を行わなければならない。
 - (2) 受託者は緊急事態に対応できるよう、緊急時の体制を整備するための対応マニュアルの作成や、避難訓練等により、事故や災害の発生に備えるよう努めなければならない。
- また、事業実施にあたっては、乳幼児の利用を念頭に置き、常に衛生管理の徹底及び安全管理に努めなければならない。

1 4 業務の引継ぎ

受託者は契約期間が満了したとき又は契約を解除されたときは、速やかに業務を報告するとともに、久留米市及び久留米市が指定する者に対し、業務の引継ぎを行うこと。

15 要望・苦情への対応

利用者からの要望・苦情に対しては、迅速かつ適切に誠意を持って対応すること。また、要望・苦情の内容及び結果は報告書を作成し、久留米市に提出すること。なお、その内容や対応策については、職員の間でも共有すること。

16 その他

- (1) 久留米市は、スタッフ及び責任者が適正に欠けると判断した場合、当該スタッフ・責任者の改善又は変更を求めることができる。受託者はそれを受けて、速やかに対処しなければならない。
- (2) 久留米市が行う巡回指導等に協力すること。また、必要に応じて支援センター連絡会議等に参加すること。
- (3) 久留米市は必要に応じて、施設、備品、各種帳簿等の検査を行うことができる。
- (4) 備品や各種帳簿等の廃棄については、久留米市と協議の上、受託者において行うこと。
- (5) 本書に定めるもののほか、疑義が生じた場合、必要に応じて久留米市と受託者が協議の上、決定する。

参考

(1) 利用状況

(単位：件、名)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
相談件数（電話）	8	16	17	51	24
相談件数（面談）※ ¹	452	347	222	508	773
利用者数※ ²	5,786	2,752	1,742	3,554	4,338
訪問※ ³	1	0	0	3	2

※¹ 面談はサロン実施時の相談も件数に含む

※² サロンの利用定員は8組程度

※³ 保健師との同行訪問や訪問の希望がある場合に実施